

2019 年度特定機能病院監査報告書  
－慶應義塾大学病院－

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 2019 年度の慶應義塾大学病院（特定機能病院）監査委員会（以下「監査委員会」という）における監査結果を以下のとおり作成したので報告する。

1. 監査の概要（方法及びその内容）

医療法施行規則第 15 条の 4 の 2 に規定される監査委員会として、慶應義塾が設置する監査委員会において管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染制御部門等の業務を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会については、業務の執行状況等について 2020 年 8 月 31 日に開催した監査委員会において、当該担当者等から資料の提出及びに報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

〈監査項目〉

- 1) 医療安全管理部門について
- 2) 医療安全管理委員会について
- 3) 医薬品の安全管理について
- 4) 医療機器の安全管理について
- 5) 感染制御部門について
- 6) その他必要と思われる事項

2. 監査結果

監査委員会において、2019 年度における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、感染対策運営委員会等の業務の状況等について審議した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていることを確認した。

3. その他意見、提案事項等

- ・インシデントレポートを研修医が 1 例は報告するという新しい試みは良い。

本来、上級医や指導医がきちんとインシデントを報告していれば、研修医もおのずとインシデントを報告する。研修医が上級医や指導医になったと

き、他職種同様インシデントを当たり前のように報告する文化ができることを期待していると思うが、研修医が、上級医や指導医になるには、時間を要する。医師の世界でも当たり前のようにインシデントレポートが提出できる文化が育っていくことを期待している。研修医を含め医師の意識改革が重要なポイントとなるので、今後も継続的な取り組みをお願いしたい。

- ・放射線画像の要対応の取組は定着しつつある。対応済みとされたものに対しチェックする仕組みができたことは良い。しかし、表面上対応済なのに、なぜ未対応になったのか、実態と異なる要因を調べる必要がある。放射線画像だけではなく、超緊急連絡値などの他の検査においても対応済みとされているものが、実際未対応で後日問題にならないよう、さらなる改善に努めてほしい。
- ・身体抑制について、医師の指示記載がなく抑制が行われていた病棟が1病棟あったので、指示を含めたカルテ記載をしっかりと行っていただきたい。
- ・未承認・適応外・禁忌の薬剤を新たに使用する際は、申請をする必要があるが、医師の認知度が80%だった。病棟薬剤師が配置され薬のチェックができるので、薬剤師からも医師に未承認・適応外・禁忌の薬剤の申請について周知を行い、さらに浸透し医師の薬に対する認識が変わっていくことを期待したい。
- ・新型コロナウイルス感染症については、クルーズ船患者の受け入れ、院内での患者発生、医療従事者の感染等に対し、病院あげて感染制御体制の確立に取り組まれ、レベルの高い成果を上げられたことには心より敬意を表したい。課題であった手指衛生などについても、今回の経験で職員の認識が変わり、手指衛生遵守率等が向上したと思われるが、その後の感染制御活動をも含めて、この貴重な経験を広く他の医療現場と共有できるよう情報発信されることを期待したい。

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会

2020年10月20日

委員長	山口	徹
委員	市村	尚子
委員	中谷	比呂樹
委員	宮沢	忠彦
委員	山口	育子